

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI） 新旧対照表 [2020年4月1日実施]

【旧】 au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（2019年10月1日実施）	【新】 au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（2020年4月1日実施）
<p>1. 適用</p> <p>(1) KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか（以下、「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「エナリス」といいます。）が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI がエナリスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（以下、「この au でんき約款」といいます。）によります。なお、この au でんき約款および単価表に定めのない事項については、KDDI およびエナリスは関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）にしたがいます。</p> <p>(2) この au でんき約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。</p> <p>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部、沖縄県、離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）</p>	<p>1. 適用</p> <p>(1) KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか（以下、「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「エナリス」といいます。）が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI がエナリスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（以下、「この au でんき約款」といいます。）によります。なお、この au でんき約款および単価表に定めのない事項については、KDDI およびエナリスは関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）にしたがいます。</p> <p>(2) この au でんき約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。</p> <p>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部、沖縄県、離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）</p> <p>(3) 本約款のほか、この au でんき約款による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本約款の一部を構成するものとします。</p> <p>(4) 本約款と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>
<p>21. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。</p> <p>イ 原則として当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日とし、託送約款等に定める計量期間等の終了日といたします。ただし、検針日もしくは計量日に検針もしくは計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。</p> <p>ロ 電気需給契約が消滅した場合は、当社が電気需給契約の消滅日以降に検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。</p> <p>(2) この au でんき約款ならびに申込書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客様の料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等においてお支払いいただきます。</p> <p>(3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがってお支払いいただきます。料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾を得て、KDDI の指定する支払期日ごとにお支払いいただくことがあります。</p>	<p>21. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。</p> <p>イ 原則として当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日とし、託送約款等に定める計量期間等の終了日といたします。ただし、検針日もしくは計量日に検針もしくは計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。</p> <p>ロ 電気需給契約が消滅した場合は、当社が電気需給契約の消滅日以降に検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。</p> <p>(2) この au でんき約款ならびに申込書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客様の料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等においてお支払いいただきます。</p> <p>(3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがってお支払いいただきます。料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾を得て、KDDI の指定する支払期日ごとにお支払いいただくことがあります。</p> <p>(4) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>
<p>31. 損害賠償の免責</p> <p>(1) KDDI およびエナリスは、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客様の受けた損害の賠償の責任を負いません。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>31. 損害賠償の免責</p> <p>(1) KDDI およびエナリスの責となる事由により、お客様の協議によって定めた需給開始日を延期する場合、KDDI およびエナリスは、実際の需給開始日までの期間について、お客様が当該一般送配電事業者等に支払った料金額と KDDI およびエナリスとの需給契約における料金額との差額を負担するものといたします。なお、この場合における、KDDI およびエナリスの責任は、かかる差額の負担に限られるものとします。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1. この au でんき約款の実施期日</p> <p>(1) この au でんき約款は、2019年10月1日より実施いたします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1. この au でんき約款の実施期日</p> <p>(1) この au でんき約款は、2020年4月1日より実施いたします。</p> <p>(2) (略)</p>